

## 事務事業マネージメントシート

作成日 平成30年 05月 14日

事務事業名	共同生活援助（グループホーム）事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係									
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名									
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業									
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ								
法令根拠	障害者総合支援法、同施行規則（市規則）						<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 平成18年度～）								
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）									
事業概要	就労したまたは就労移行支援を利用している知的障害者や精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事の援助、服薬管理、金銭管理の援助、家事等の日常生活上の支援等を行つ。利用者は、サービス料の1割を負担する（事業所へ支払う）。国県負担金 国1/2・県1/4														

### 1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 申請を受けて、障害者の身体状況を調査し、調査内容、本人の希望、勘案事項を基に暫定支給・支給期間・支給量・利用者負担額を決定する。受給者証の交付を受け利用者が事業所と契約してサービスを開始する。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
30年度計画 前年度と同様	ア：事業申請者数	人	49	55	55	61	64
	イ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 療育・精神手帳所持者	ウ						
	エ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事の援助や家事等の日常生活の支援が受けられるようにする。	オ						
	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 障がい者の自立と社会参加を支援する。	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア：療育・精神手帳所持者	人	979	1,076	1,090	1,158	1,181
⑤事業費の推移	イ						
	ウ						
⑥成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移	エ						
	オ						
⑦上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア：事業利用者数	人	49	55	55	61	64
⑧人件費の推移	イ：延べ利用日数	日	16,520	18,142	18,814	19,800	20,800
	ウ						
⑨総事業費の推移	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移		単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
投 入 量	事業費	国庫支出金	千円	33,999	35,495	42,931	45,148
	財源内訳	県支出金	千円	16,999	17,747	21,465	22,574
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	17,001	17,748	21,466	22,574
		事業費計（A）	千円	67,999	70,990	85,862	90,296
人 件 費	正規職員従事人數	人		2	2	1	2
	延べ業務時間	時間		168	168	252	252
	人件費計（B）	千円		709	704	1,047	1,046
トータルコスト(A)+(B)		千円		68,708	71,694	86,909	91,342
							104,726

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく介護給付の1つのサービスとして実施することとなった。
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成22年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年4月から、障害者総合支援法の一部改正により、「共同生活介護（ケアホーム）」が「共同生活援助（グループホーム）」に一元化された。
②この事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	